

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特定有害物質の種類のお知らせ	
根拠法令・条項	土壌汚染対策法第3条第1項及び第8項 土壌汚染対策法施行規則第3条第3項	
所 管 課	環境保 全 部	環境対策 課
審 査 基 準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） （使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査） 第3条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、同条第2項第1号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第3項の規定により通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認を受けたときは、この限りでない。 2～7 （略） 8 前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第1項の指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべき旨を命ずるものとする。</p> <p>○土壌汚染対策法施行規則（抜粋） （土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握） 第3条 （略） 2 （略） 3 調査実施者が法第3条第1項又は第8項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して30日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。 4～6 （略）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	